

# 千葉県里親等家庭養育運営要綱

平成15年1月1日制定

[一部改正] 平成21年4月1日

[一部改正] 平成28年1月1日

[一部改正] 平成29年3月17日

[一部改正] 平成29年5月23日

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に定める里親の家庭養育の運営基準を定め、もって、里親による要保護児童の養育の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 里親制度

### 第2 里親制度の意義

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図ることにある。

### 第3 里親制度の運営

- 1 里親制度は、知事、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）及び「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この要綱、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）、「里親及びファミリーホーム養育指針」（平成24年3月29日雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添6。）等により運営する。
- 2 千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）第7条の規定により、知事から、児童の里親への委託権限並びに里親に対する指示及び報告徴収等の権限の委任を受けた児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親支援機関等の関係機関と密接な連絡を保ち、本制度が円滑かつ適正に実施されるよう努めなければならない。

また、必要と思われる事項については知事に報告するものとする。

#### 第4 里親の種類

里親の種類は、養育里親、養子縁組里親、親族里親及び専門里親とする。

### 第3章 養育里親

#### 第5 養育里親

##### 1 養育里親の定義

養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ以下の要件を満たす者のうち、名簿に登録されたものをいう。

##### 2 養育里親の認定等

###### (1) 養育里親の要件

養育里親は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

ア 千葉県内に居住する者（ただし、千葉市居住の者は除く。）。

イ 心身ともに健全であること（児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差し支えなければ、この要件を満たす。）

ウ 児童の養育について、理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

エ 経済的に困窮していないこと（自力による生計維持ができていないこと）。

オ 本人又はその同居人が法第34条の20第1項に該当しないこと。

カ 本人又はその同居人が次のいずれかに該当しないこと。

(ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。））。

(イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下暴力団という。））又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協し、若しくは関与している者。

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

ク 家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。

ケ 里親希望の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。また、里親

制度が社会的養護であることを理解し、里親支援機関等と協働が可能であること。  
コ 里親登録に必要な研修を修了していること。

## (2) 希望者の申請

ア 養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という）は、知事に対し、居住地を管轄する児童相談所長を経由して「里親申請書（養育里親用）」（別記第7号様式）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

なお、養育里親の申請は、養育里親研修修了後2年以内にしなければならない。

## (3) 認定

ア 里親の申請があった場合、児童相談所長は、直ちに児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、調査を行った上、「里親申請者一覧表」（別記第1号様式）を作成し、その適否を明らかにした上で里親申請書を添えて、知事に送付しなければならない。

イ 知事は、里親申請書の送付を受けた時は、令第29条の規定により、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに第5の2（1）の要件等に基づき、認定又は認定しない旨の決定をするものとする。

ウ 知事は、イにより里親として認定したときは、里親申請者に対し、「里親認定登録通知書」（別記第8号様式）を、認定しないときは「里親申請却下通知書」（別記第9号様式）を児童相談所を経由して、速やかに交付するものとする。

## (4) 認定の取り消し

知事は、養育里親が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、審議会の意見を聴いて、当該養育里親の認定を取り消すことができる。

ア 要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。

イ 知事にすべき届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ウ 委託児童の養育に関し、最低基準に違反したとき。

エ 不正な手段により認定を受けたとき。

オ 委託児童の養育に関する児童相談所長の指導に従わないとき。

カ 養育里親から、「里親辞退申出書」（別記第10号様式）により、認定取り消しの申請があったとき。

## (5) 登録

ア 養育里親に対する児童の委託は、養育里親として、知事の登録を受けたものについて行う。

イ 知事は、(3)により認定されたものについては、養育里親名簿に登録するものとする。

ウ 登録の消除

知事は、次のいずれかに該当するときは、養育里親の登録を消除しなければならない

らない。

(ア) 登録の有効期間が満了したとき。

(イ) 認定が取り消されたとき。

#### エ 登録事項の修正

登録を受けている養育里親について、認定を取り消した場合や登録を削除した場合は、養育里親名簿に次に掲げる事項を附記するものとする。

(ア) 認定を取り消した場合は、その旨並びにその理由及び処分年月日

(イ) 登録を削除した場合は、その旨並びにその理由及び処分年月日

#### オ 登録の変更

養育里親は、登録を受けている次の事項に変更が生じたときには、登録事項変更届（別記第13号様式）にて遅滞なく児童相談所長を経由して知事に届け出なければならない。

(ア) 家族構成（死亡、独立、離婚等）

(イ) 主たる生計維持者の職業

(ウ) 住所又は本籍地

(エ) その他、児童の養育を委託するにあたり支障を及ぼすおそれがある状況となったとき

#### (6) 登録の更新等

ア 知事は、登録の更新又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させ、最低基準に規定する資格要件に著しい変動のないものについては、審議会に報告し、再認定を行い、登録の更新をするものとする。

なお、資格要件に著しい変動がある等により、登録の更新又は再認定が不相当であると認められる者については、審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならない。

イ 養育里親名簿の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う

ウ 養育里親名簿の登録の更新は、養育里親の更新を希望する者が、知事に対し「里親登録更新申請書」（別記第11号様式）を提出しなければならない。

エ 知事は、里親として登録の更新又は再認定したときは、「里親再認定登録更新通知書」（別記第3号様式）により里親に登録の更新又は再認定した旨を通知するものとする。

オ 知事は、再認定を不相当と決定したときは、里親の登録を削除するとともに、「里親登録更新申請却下通知書」（別記第12号様式）により、その旨を当該里親に通知するものとする。

## 第4章 養子縁組里親

### 第6 養子縁組里親

#### 1 養子縁組里親の定義

養子縁組里親は、養子縁組によって養親となることを希望し、かつ以下の要件を満たす者のうち、名簿に登録されたものをいう。

#### 2 養子縁組里親の認定等

(1) 養子縁組里親の要件は、養育里親の規定を準用する。

(2) 希望者の申請

養子縁組里親希望者は、知事に対し、居住地を管轄する児童相談所長を経由して、「里親申請書（養子縁組里親用）」（別記第7の2号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

(3) 認定及び認定の取り消しについては、養育里親の規定を準用する。

(4) 登録及び登録の更新等

知事は、(3)により認定されたものについては、養子縁組里親名簿に登録するものとする。その他については、養育里親の規定を準用する。

## 第5章 親族里親

### 第7 親族里親

#### 1 親族里親の定義

親族里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育することを希望し、かつ認定されたものをいう。

(1) 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。

(2) 両親その他要保護児童を現に監護するものが死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、当該児童を養育できないこと。

2 親族里親に対する児童の委託は、親族里親の認定を受けた者について行い、親族関係のない他の児童は委託しないものとする。

#### 3 親族里親の要件

親族里親の要件は、養育里親の要件を準用する。ただし、「経済的に困窮していないこと。」及び「里親登録に必要な研修を修了していること。」という要件は親族里親については適用しない。

#### 4 親族里親への委託の対象となる児童の要件

(1) 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、当該児童を養育できない状況にあること。

(2) 親族里親を適用しなければ、その親族が経済的に困窮するなど、生計を維持す

ることが困難となってしまう場合等にあること。

## 5 親族里親の認定等

### (1) 希望者の申請

親族里親希望者は、知事に対し、居住地を管轄する児童相談所長を経由して、「里親申請書（親族里親用）」（別記第7の3号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

### (2) 認定については、養育里親の規定を準用する。

### (3) 知事は、(2)により認定されたものについては、親族里親名簿に登録するものとする。

### (4) 認定等の取り消し

親族里親については、児童の委託が解除された段階で、その認定及び登録も取り消すものとする。

## 第6章 親族による養育里親

### 第8 親族による養育里親

#### 1 親族による養育里親の定義

親族による養育里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親とする。

#### (1) 委託児童の親族であり、かつ扶養義務のない親族であること。（委託児童からみて3親等以上の親族であること。）

#### (2) 両親その他要保護児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、当該児童を養育できないこと。

#### 2 親族による養育里親に対する児童の委託は、親族による養育里親の認定を受けた者について行う。親族関係のない他の児童の養育は委託しないものとする。

#### 3 親族による養育里親の要件

親族による養育里親の要件は、養育里親の要件を準用する。

#### 4 親族による養育里親への委託の対象となる児童の要件

親族里親の要件を準用する。

## 第7章 専門里親

### 第9 専門里親

#### 1 専門里親の定義

専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある又は非行に結び付

くおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を養育する養育里親であって、養育里親名簿にその旨を登録された里親とする。

## 2 要件

専門里親は、第5養育里親2(1)養育里親の要件のほか、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 養育里親名簿に登録されている者であって、3年以上の養育の経験を有する者であること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めた者であること。

ウ 知事がア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者。

(2) 「厚生労働大臣が定める研修」に係る告示に基づいて千葉県が実施する研修（以下「専門里親研修」という。）の課程を修了したこと。

(3) 委託児童の養育に専念できること。

## 3 希望者の申請等

(1) 専門里親希望者は、知事に対し、居住地を管轄する児童相談所長を経由して、「里親申請書（専門里親用）」（別記第7の4号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

なお、専門里親希望者の申請は、専門里親研修修了後2年以内に行わなければならない。

(2) 専門里親希望者の認定、認定の取り消し、登録、登録の更新、登録の消除、登録事項の修正及び知事への届出に関する事項については、養育里親の規定を準用する。

# 第8章 里親の行う養育

## 第10 最低基準等の向上

1 知事及び児童相談所長は、法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童福祉施設の長、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めるものとする。

2 知事は、審議会の意見を聴き、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて、その養育の内容を向上させるように指導又は助言することができる。

3 里親は、最低基準を超えて、常に、その養育の内容を向上させるよう努めなければならない。

## 第11 里親への委託及び解除

1 児童相談所長は、児童を里親に委託する場合、当該児童に最も適合する里親に委託するよう努めるものとする。

- 2 児童相談所長は、法の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託した場合、「里親関係措置報告書」（別記第5号様式）により知事に報告するものとする。
- 3 里親に乳児又は幼児を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合には、里親に対し交付を受けるよう指導すること。
- 4 児童相談所長は、里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合には、里親委託を解除することができる。

この場合、児童福祉の観点から慎重に審査の上、行うものとする。

また、解除した場合には、「里親関係措置報告書」（別記第5号様式）により知事に報告するものとする。

#### 5 委託児童の年齢

- (1) 里親が養育する児童の年齢は、18歳未満とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、児童相談所長が当該委託児童及びその保護者の状況を勘案して必要と認めるときは、当該委託児童が満20歳に達する日までの間、養育を継続することができる。
- (3) 児童の年齢が18歳を超えた場合においても、一時保護中に18歳に達した者及び施設入所等の措置中に18歳に達した者については、委託を受けることができる。

#### 6 委託児童の人数の限度

- (1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人(委託児童については4人)を超えることができない。
- (2) 専門里親が同時に養育する対象児童の人数は、2人を超えることができない。

#### 7 養育する期間の限度

- (1) 専門里親が委託児童を養育する期間は、当該委託児童の養育を開始した日から起算して2年を経過する日までの間を超えることができない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、児童相談所長が当該委託児童及び保護者の状況を勘案して必要と認めるときは、前項に規定する期間を超えて、養育を継続することができる。

#### 8 再委託の制限

里親は次に掲げる場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならない。

- (1) 児童相談所長が、里親からの申請に基づき、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当と認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、児童相談所長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

### 第12 里親等への指導



- 1 知事は、委託児童に対して適切な社会的養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う養育の向上に努めるものとする。
- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うものとする。
- 3 児童相談所長は、養育計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において里親の果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所に相談しやすい体制の整備に務めるものとする。
- 5 児童相談所長は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うものとする。委託1週間後に1回、その後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問し、児童の養育について必要な指導を行うことが望ましい。
- 6 児童相談所長は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 7 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告するものとする。
- 8 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、知事に意見を添えて報告するものとする。

### 第13 研修

知事は、現に児童を委託している里親のみならず児童を委託していない里親に対しても、児童の養育方法等の研修を行い、また、研修を受けるよう指導するものとする。

### 第14 里親の行う養育の原則

- 1 里親が行う児童の養育は、法等の規定に基づき、誠実に行わなければならない。
- 2 里親の行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

里親は、前項の養育を効果的に行うため、県が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
- 3 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。
- 4 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより、養育の質の向上に努めなければならない。

5 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所との協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。

6 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問等は速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。

7 委託された児童に対する虐待の禁止

里親及びその同居人は、委託されている児童に対し、法第33条の10に掲げる行為をしてはならない。

第15 児童平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。

第16 就学させる義務

里親は、義務教育修了前の児童については、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき就学させなくてはならない。

第17 健康管理等

1 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らねばならない。

2 委託児童への食事の提供は、委託児童の栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

3 里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第18 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びに委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する養育計画に従って、当該委託児童の養育を行わなければならない。

第19 秘密の保持

里親は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第20 記録の整備

1 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録（別記第6号様式）を整備しておかななければならない。

2 養育里親、養子縁組里親及び親族里親は、児童の養育について、適宜記録をつけなければならない。

3 専門里親は、要約的な記録をつけ、必要な場合には叙述的な記録をつけなければならない。

4 里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（措置費）等の支給を受けたときには、給付金としては支払を受けた金銭を次に掲げるとおり管理しなければならない。

- (1) 委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるものをその他の財産と区分すること。
- (2) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 委託児童に係る金銭の収支状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 委託児童の委託が解除された場合、速やかに委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

#### 第21 苦情の対応

- 1 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 里親は、その行った養育に関し、知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

#### 第22 知事への報告

- 1 里親は、知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。
  - (1) 委託児童の心身の状況
  - (2) 委託児童の養育の状況
  - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 里親は、次に掲げる事項が生じた場合は、遅滞なく事故等発生報告書（別紙第14号様式）を、児童相談所長を経由して知事に届出なければならない。
  - (1) 委託児童について事故等が発生したとき
  - (2) 病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったとき

#### 第23 関係機関との連携

- 1 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の通学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。
- 2 家庭環境の調整への協力  
専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

## 第9章 里親制度の運用

#### 第24 里親制度の運用について

- 1 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定して差し支えない。
- 2 里親養育に関する不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、地域の関

係機関と連携を図り、委託に際しては支援体制を確立すること。

- 3 虚弱な児童、身体障害の児童、知的障害の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。
  - 4 児童を里親に委託する場合、令第30条の規定に基づき、児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員、児童福祉司、児童家庭支援センター、市町村等と協力して、当該里親の指導をさせること。
  - 5 児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）の名前を記載した書類を、交付すること。
  - 6 里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設の訓練指導を受けさせることができる。
  - 7 現に児童を養育している里親に更に他の児童を養育を委託する場合には、指導担当者の意見を聴いて、児童を委託すること。
  - 8 児童が兄妹姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支えない。
  - 9 児童相談所長は、絶えず管轄区域内の児童福祉施設と密接な連携をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判定を行うものとする。
- 10 養子縁組里親への委託
- 養子縁組里親に対して児童を委託する際には、当該養子縁組里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最前の利益となるように配慮すること。
- 11 親族里親への委託
- (1) 親族里親への委託は児童の両親その他要保護児童を現に監護するものが死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により物理的に当該児童の養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在している場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得ない場合にのみ、親族里親への委託を行うこと。
  - (2) 児童の扶養義務者及びその配偶者である親族が里親希望者である場合、まず親族里親としての委託を検討すること。
- 12 専門里親への委託
- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身の有害な状況の程度等を見極め、慎重に行うこと。  
なお、心身の有害な影響が大きい児童については、専門里親への委託は適当でない。
  - (2) 委託児童は、心身に有害な影響を受けたことが原因で、様々な行動上の問題を起こす場合がある。このような場合、児童相談所は関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努め

ること。

- (3) 委託児童が健全に発達するために必要な愛着関係などの関係性を形成していく観点から、幼児などできるだけ年齢の低い児童が望ましい。
- (4) 専門里親に2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰の準備や調整が本格的に始まった時期が望ましい。

## 第25 他の都道府県等間との連絡

- 1 児童相談所長は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該児童相談所長に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親の斡旋を依頼するものとする。
- 2 児童相談所長は、県内に居住する里親に委託する適当な児童がない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県に送付し、児童の斡旋を依頼することに努めること。この場合、当該里親にその旨を通知すること。
- 3 児童相談所長は、児童を委託した里親が県内に居住していない者である場合又は他の都道府県等に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の児童相談所長にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を通知すること。

この場合、里親は居住地の児童相談所長の指揮監督に服し、各種の申出又は届出は、居住地の児童相談所長に行うこと。

- 4 1～3の場合には、千葉県の各児童相談所長と委託先の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。
- 5 1～3の場合には、委託した児童相談所長は委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。
- 6 指導を依頼された児童相談所長が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した児童相談所長にその旨を連絡すること。
- 7 他の都道府県の児童相談所長より、県内に居住する里親に児童の委託の依頼を受けた場合、児童相談所長は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を、依頼した児童相談所長に送付し、里親にその旨を通知するものとする。
- 8 他の都道府県の児童相談所長より児童に委託の斡旋の依頼を受けた場合、児童相談所長は適当な児童を選定し、送付されてきた里親の関係書類に基づき、適当と認められる場合は、児童を委託するものとする。

## 第26 費用

法第27条第1項第3号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、別の定める基準に基づき支払うものとする。

なお、児童福祉施設入所児童を養育里親に委託した場合の費用負担については、当該里親と当該児童福祉施設の長との協議により行うこと。

但し、偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合、または、この要綱の第5の2の(1)のイに該当することが判明した場合等には、費用の全部又は一部を取り消すことがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 1月 1日から、施行する。  
(旧要綱の廃止)
- 2 平成9年10月 1日付け児第420号社会部長通知「千葉県里親家庭養育運営要綱」は、平成15年 1月 1日をもって廃止する。  
(経過規定)
- 3 この要綱の第5の2の(5)のウに定める登録の更新については、旧要綱の規定により登録された日から起算して、新要綱を適用する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定による里親に認定されている者は、新要綱の規定により認定及び登録された養育里親、短期里親とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年 4月 1日から、施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 1月 1日から、施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 4月 1日から、施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 6月 1日から、施行する。